

高山市火災予防条例の一部を改正する条例の概要について

1. 目的

国からの「違反对象物に係る公表制度の実施について」の通知に基づき、重大な消防法令違反が認められる建物について、その建物の利用者に対し、危険性に関する情報を公表することにより、防火安全に対する認識を高めること、また防火安全体制の確立を図ることを目的に改正する。

2. 公表の対象等（第69条の2第3項）

防火対象物	<p>特定防火対象物（不特定多数が利用する施設）</p> <p>劇場、飲食店、物品販売店、旅館、ホテル、病院、特別養護老人ホームなど、消防法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物を対象とする。</p>										
違反の内容	<p>消防法において設置が義務付けられる以下の設備が一切設置されていない違反を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋内消火栓設備 ・自動火災報知設備 ・スプリンクラー設備 										
公表の手続	<p>違反している防火対象物を市ホームページにおいて公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表する項目 施設名称、施設所在地、施設の違反内容など ・公表までの流れ <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 立入検査（査察）</td> <td>消防法に基づく立入検査</td> </tr> <tr> <td>② 公表要件該当の判定</td> <td>消防法違反を認めた場合は、同法に基づく是正指導の実施及び公表要件の是非の判定</td> </tr> <tr> <td>③ 査察結果通知書交付、公表の予告</td> <td>査察結果通知書交付後14日を経過後も是正されない場合は、公表することを通知</td> </tr> <tr> <td>④ 公表の決定通知書の交付</td> <td>公表予定日の7日前までに文書で通知</td> </tr> <tr> <td>⑤ 公表</td> <td>高山市ホームページにおいて公表</td> </tr> </table> <p>※公表後に違反事項が改善された場合は、速やかに、公表内容を高山市ホームページから削除する。</p>	① 立入検査（査察）	消防法に基づく立入検査	② 公表要件該当の判定	消防法違反を認めた場合は、同法に基づく是正指導の実施及び公表要件の是非の判定	③ 査察結果通知書交付、公表の予告	査察結果通知書交付後14日を経過後も是正されない場合は、公表することを通知	④ 公表の決定通知書の交付	公表予定日の7日前までに文書で通知	⑤ 公表	高山市ホームページにおいて公表
① 立入検査（査察）	消防法に基づく立入検査										
② 公表要件該当の判定	消防法違反を認めた場合は、同法に基づく是正指導の実施及び公表要件の是非の判定										
③ 査察結果通知書交付、公表の予告	査察結果通知書交付後14日を経過後も是正されない場合は、公表することを通知										
④ 公表の決定通知書の交付	公表予定日の7日前までに文書で通知										
⑤ 公表	高山市ホームページにおいて公表										

3. 施行期日

平成31年4月1日